

平成17年度 第7回官業民営化等WG・第20回市場化テストWG  
追加資料要求項目（農林水産省）

【独立行政法人農林水産消費技術センター】

全般

1 当会議では、国や公共が市場・民間活動に関与する場合には、公共経済学の視点から、市場の失敗としての外部性、価値財性、市場の失敗としての情報の非対称性といった状況が明確に存在し、その是正を図る上で当該関与が必要十分であることが客観的かつ合理的に説明できることが必要と理解しており、同時に、公共の側には、その関与が正当なものであると主張する限り、それを国民に明白な形で客観的かつ合理的に説明すべき義務があるものと認識している。

こうした観点から、以下の独立行政法人が実施している個々の業務について、公共が関与しなければならない客観的かつ合理的な根拠について、まず貴省の見解を明確にされたい。

（答）

1 独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）は、独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）によって与えられた、農林水産物、飲食品等の品質及び表示の適正化を図り、もって一般消費者の利益の保護に資する（第3条）という目的の範囲内で、次の業務を実施している。

（1）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく

強制的な立入検査の実施などによる不正な食品表示や不正なJASマークの使用の監視・取締

登録認定機関や認定事業者に対する指導監督

JAS規格の見直しに必要なデータを提供するための調査分析

（2）食品安全行政推進のための

リスク分析・リスク管理のための有害物質の調査

危機発生時における農林水産大臣からの緊急の要請への対応

（3）遺伝子組換え生物の拡散を防止するための遺伝子組換え生物等の使用の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に基づく立入検査等

（4）消費者に対する食品の表示や安全性に関する情報提供や食品表示110番を通じた偽装表示に関する情報収集など消費者対応業務

- 2 1(1)に関し、一定の品質を有する飲食料品等に正しい表示を付して消費者に提供することは、民間の事業者が自ら実施すべきものである。しかしながら、飲食料品等の流通の広域化が進み、消費者が飲食料品等の生産・流通に関する情報を十分に持ち得ない中で、その品質や表示を偽って販売を行うケース(例:内容と異なる表示、JASマークの不正使用)の発生が続いており、消費者の合理的な選択を確保するためには、品質に関する基準の制定や偽装表示の取締は、公共側が実施する必要がある。
- 3 1(2)に関し、有害な物質が民間事業者により飲食料品等に混入させられ、又は事故により混入することにより、その品質が著しく損なわれ、安全性の確保に支障が生じるような事態が生じれば、国民への健康被害が生じるおそれがあることから、緊急にその原因を特定し、必要な措置を講ずる等の業務は公共側が実施する必要がある。
- 4 1(3)に関し、遺伝子組換え生物等を含む飲食料品等が事業者により不適切に流通・拡散させられた場合には、生物の多様性の維持に大きな影響を与えることから、その防止を図ることは、国内外を問わず重要な課題となっており、国際条約であるカルタヘナ議定書の誠実な履行の観点も考慮すれば、公共側が取り組む必要がある。
- 5 1(4)に関し、以上のような消費者の合理的な選択、食品の安全性の確保などの国民の利益に密接に関わる業務の実施に当たっては、国民に対し、業務の内容について積極的に情報提供を行うとともに、その協力を得ることが、透明性や効率性の確保にとって重要であり、上記業務と併せて公共側が実施する必要がある。
- 6 「食の安全・安心を揺るがす問題への適切な対応や食品表示の充実・適正化等を一層推進する。(自民党)」、「食品表示の充実、不正表示や虚偽表示対策の強化など、総合的な食の安全対策により、消費者の安心を確保する。(公明党)」など各党のマニフェストで食品表示の充実や不正表示対策の強化などによる食の安全・安心に関する対策の充実が掲げられていることからセンターが行う業務は公共側が実施する必要がある。

2 また、仮に上記の点が説明可能であったとしても、その活動を官みずからが実施しなければならないのかどうか、民間に開放した方が効果的・効率的ではないかかどうかについては、別途、検証する必要がある。

それを検証するための手法が「市場化テスト」であり、これは、納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、公共サービスについて、価格だけでなく質の面も含めて、官民が参加する競争入札を通じて透明・中立・公正に評価し、国民にとって最も望ましい主体を選定しようとするものである。

仮に、業務を民間に委ねた場合、サービスの質の低下につながる、あるいは公共の方が民間よりも効果的かつ効率的にサービスが提供できると主張されるのであれば、堂々と市場化テストに応じて民間と競い合えばよいのであって、「市場化テスト」にかけること自体を拒否する必要はないはずと考える。

こうした点を踏まえ、以下の独立行政法人が実施している個々の業務について、上記1.の点につきご回答の上、国や公共の関与が正当とされる場合には、さらに市場化テストを含む民間開放を進めていくべきと考えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

(答)

1 JAS法関係業務については、

- (1) 食品事業者等に対して、強制的に立ち入り、商品や書類の調査等を行う業務であり、民間事業者の活動に大きな影響を与えるものであること
- (2) 立入検査等の結果により改善命令などの行政上の措置を受けることになる食品事業者、登録認定機関等被検者から隔離することにより公正中立性の確保が求められること
- (3) 違法状態が生じているかどうかの単なる事実確認に止まらず、命令などの行政上の措置を講じる前提となる故意、過失の有無の判断等を伴う業務であること
- (4) 中断なく確実に実施される必要があること

から、民間事業者ではなく、行政機関が実施することが適当であると考えられる。

なお、仮に民間機関に実施させた場合に、民間機関との契約により確実な実施、公正中立性の確保を求めたとしても、契約した民間機関が契約に違反する行為を行った場合又は倒産した場合には、契約を解除し、他の民間機関に募集をかけざるを得ないが、入札を行い、契約を結ぶまでの間、空白期間が生まれることから、この間に偽装表示事件などが発生した場合には、その対応ができないこととなる。

2 食品安全行政推進のためのリスク分析・管理に必要な有害物質の調査は、有害物質による飲食品等の汚染の原因を特定し、必要な対策を早急に講じるために実施されるものであり、このような業務については、迅速に、かつ、中断なく確実に実施される必要があるとともに、食品事業者等からの隔離により公正中立性の確保が求められることか

ら、民間事業者ではなく、行政機関が実施することが適当であると考えられる。

3 カルタヘナ法に基づく立入検査等は、国際条約に基づく我が国の義務を担保するとともに、国民が安全な食品を安心して選択するための信頼性を確保するために実施されるものであり、このような業務については、中断なく確実に実施される必要があるとともに、立入検査等の結果により改善命令などの行政上の措置を受けることになる食品事業者等被検者から隔離することにより公正中立性の確保が求められることから、民間事業者にこのような業務を委ねるのではなく、引き続き行政機関に実施させることが適当であると考えられる。

4 センターが実施している消費者対応業務は、

(1) 不正表示等の監視・取締に資するため実施される産地・品種の判別、JAS規格の適合性を判定するための食品成分の分析等の業務により蓄積された専門技術的知見を生かした消費者への情報提供業務

(2) 消費者の協力を得つつ不正な食品表示を取り締まるための食品表示110番を通じた情報収集等である。

これらの業務は、食品表示の監視業務等の実施を支えるものであるとともに、情報収集に当たっては、情報提供を行う者自身の情報を他に漏らさないことを前提に行う必要があるとともに、特定の事業者、業界に偏らない公正中立性が求められる等の特性を有するものであり、このことから、このような業務については、民間事業者ではなく、引き続き行政機関に実施させることが適当であると考えられる。

5 センターが実施している業務は、以上のように食の安全・安心に関わるものであり、こうした業務については、

全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国町村会ほか地方公共団体から国に対して、消費者の食に対する信頼を回復するため不正を見逃さない監視体制の強化・充実、消費者への食の安全・安心に対する理解を促す取組みを強化すること、食の安全・安心に関する情報の収集・公開などが求められていること

また、センターが実施した任意調査において、企業秘密等を理由に調査に難色を示されたが、センターが公正中立性を有する行政機関であることを説明して調査に理解が得られた事例があることなどからみても、こうした業務は営利の追求を目的とした民間機関ではなく公的機関が行うことが、守秘義務や公正中立性の面で適切であると考えられていること

を踏まえれば、引き続き国の責任において実施すべきものと考えられる。

事例参考：

JAS認定を取得していない畳表の販売業者が、偽造したJASマークのシールを使用しているのではないかとの情報が畳張替え業者からの寄せられたことから、センターが任意調査を実施し、その際、JAS格付品の仕入先、仕入量等の資料の閲覧を求めたが、企業秘密の漏洩のおそれを理由に提示に難色

有機JAS認定を受けた小麦粉の生産業者が行っている有機表示に疑義がある旨の情報が消費者から寄せられたことから、センターが任意調査を実施し、その際、小麦の収量を証明する書類の閲覧を求めたが、企業秘密の漏洩のおそれを理由に提示に難色

クジラ加工品に表示されたクジラの種類に疑義があるとの情報がクジラの研究機関から食品表示110番に寄せられたことから、センターが製造業者に対し任意調査を実施しようとしたところ、当該製造業者が「調査は農林水産省が行うべきである」と主張し、調査に難色など

各事例とも、センターが公正中立性を有する行政機関であることを説明した結果、資料提出がなされた。

6 また、前述のとおり、仮に民間機関に実施させた場合に、民間機関との契約により確実な実施、公正中立性の確保を求めたとしても、契約した民間機関が契約に違反する行為を行った場合や倒産した場合には、契約を解除し、他の民間機関に募集をかけざるを得ないが、入札を行い、契約を結ぶまでの間、空白期間が生まれることから、この間に偽装表示事件や有害物質による飲食料品等の汚染などが発生した場合には、その対応ができないという問題がある。

7 農林水産省としては、以上のような認識にあることから、民間事業者による実施も視野に入れた市場化テストを実施する必要はないものと考えている。

## 各論

1 当該独立行政法人の業務について、国や公共が関与しなければならない合理的な根拠がある場合、その活動を当該独立行政法人の職員自らが直接実施しなければならない特別な理由があれば標準的な理論を踏まえて具体的にお示しいただきたい。

(答)

1 センターは独立行政法人であるが、「独立行政法人」とは、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施することが必要な事務及び事業であって、国自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。」(独立行政法人通則法(平成11年法第103号)第2条第1項)とされている。

2 センターの業務は、【全般2.】の回答に記したとおり、  
民間事業者からの隔離などによる実施主体の高い公正中立性  
中断のない確実な実施  
等が求められるものであり、このため、民間の主体ではなく、行政機関が実施することが適当であるものと考えられるものである。

3 したがって、センターが行っている業務は、上記の定義のうち、「民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある事務及び事業」に該当するものとして、センター法によりセンターに委ねられているものであり、センター自身が自らの業務として実施する必要がある。

2 独立行政法人評価委員会のメンバーのリストを提出いただくとともに、業務の効率化について、当該独立行政法人評価委員の方からどのようなコメントをいただいているのか資料をいただきたい。

(答)

1 農林水産省独立行政法人評価委員会及び農業分科会の委員構成(平成17年6月20日現在)は、別添1のとおりである。

2 平成13~15事業年度における「業務運営の効率化」に関する評価については、各事業年度とも「A評価」とされたところであるが、評価に当たっては、「業務の重点化」、「組織体制の整備」、「業務運営の効率化による経費抑制」等の中項目において、設定した指標が達成されなかった項目の要因分析、組織運営及び業務運営の改善に対する取組

状況の評価、意見等が別添 2 のとおり取りまとめられている。

- 3 なお、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果を受けて、業務運営の一層の効率化・改善を図ったところである。

3 法令に基づく緊急の対応に関し、具体的にどのようなことをどれぐらいの頻度で行っているのか回答いただきたい。

(答)

緊急時対応の実績については、別添 3 のとおり。

4 緊急な対応が可能のように、大変余裕をもった人員配置をされているように思われるが、職員の方の稼働率について回答いただきたい。

(答)

- 1 緊急時の対応については、組織横断的に人材を活用して対応しているものであり、緊急時対応に配慮した人事配置をしているものではなく、緊急時の業務については、理事長のトップマネジメントにより、業務の優先順位を判断し、緊急時対応に動員する職員を決定している。
- 2 なお、緊急時の調査に対応することとなる J A S 法関係業務部門及びリスク分析・管理部門の稼働状況等については、別添 4 のとおりであるが、近年、食品事業者による偽装表示問題の多発により、センターの業務は増大している。このため、既存の業務の効率化を進めるとともに、スタッフ制の導入、人材の横断的な活用等の工夫を行いつつ、限られた数の人材で対応しており、実態としてフル稼働に近い状況となっている。